

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置 に関する公示について

新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第1項に基づき、4月5日から5月5日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

- [新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示](#)
- [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月1日変更）](#)
- [基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について](#)